

平成 15 年 9 月 2 日
文 部 科 学 省

我が国における保障措置活動状況等データの集計結果について

文部科学省では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子力平和利用の確保のための保障措置(*)を実施しています。

我が国の保障措置活動状況及び保障措置に係る核燃料物質量のデータについては、毎年公表を行っておりますが、この度、2002 年（平成 14 年）分の核燃料物質量及び 2003 年上半期分の保障措置活動状況の集計が完了しましたので、公表します。

1. 我が国における保障措置に係る核燃料物質量一覧
 - ① 主要な核燃料物質移動量（2002 年）
 - ② 原子炉等規制法上の規制区分別内訳（2002 年 12 月 31 日現在）
 - ③ 国籍区分別内訳（2002 年 12 月 31 日現在）
2. 我が国における保障措置活動状況（2003 年 1 月～6 月）
（注）2002 年分の保障措置活動状況については、本年 1 月に公表済み。

(*)保障措置とは

原子力の平和利用を確保するため、核物質が核兵器その他の核爆発装置等に転用されていないことを検認することです。

我が国は、核不拡散条約（NPT）に基づいて、国際原子力機関（IAEA）との間で日・IAEA 保障措置協定を締結しており、これを担保するため、文部科学省では、「原子炉等規制法」に基づいて、次のような保障措置活動を実施しています。

- ① 計量管理（原子力事業者が核物質量を国に報告）
- ② 封じ込め・監視（核物質の移動等を監視カメラ、封印等により確認）
- ③ 査察（国及び IAEA の査察官が原子力施設に立ち入り、核物質の使用状況の報告を検認）

さらに、日・IAEA 保障措置協定の追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動が無いこと等を確認するため、IAEA は、その指定する場所に対して、我が国の査察官の立会いの下、立入り等の活動を実施しています。

(本件に関するお問い合わせ先)

科学技術・学術政策局 原子力安全課 保障措置室長 佐伯 浩治
(03-5253-4111 (内線 7130))
保障措置第一係長 西之園 真一
(内線 7141) 直通 03-5253-4028)

1.我が国における保障措置に係る核燃料物質量一覧

1-①主要な核燃料物質移動量 (2002年)

(輸入国別内訳)

	米	仏	英	加	その他	合計
EU	700 (t)	75 (t)	21 (t)	-	2 (t)	797 (t)
NU	4 (t)	6 (t)	0 [※] (t)	55 (t)	0 [※] (t)	66 (t)
DU	-	-	0 [※] (t)	-	0 [※] (t)	1 (t)

(輸入国別内訳)

	米
EU	87 (t)
NU	7 (t)

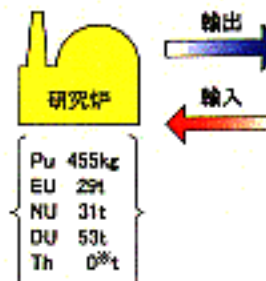
(431体)

輸出

(輸出国別内訳)

	英
Pu	255 (kg)
DU	3 (t)

(8体)



(輸出国別内訳)

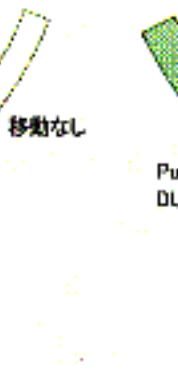
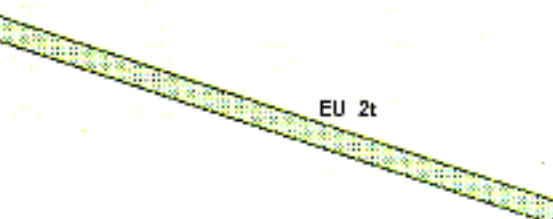
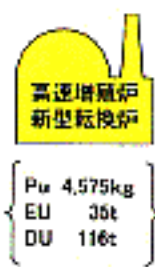
	米
Pu	1 (kg)
EU	0 [※] (t)

(260体)

(輸入国別内訳)

	仏
EU	0 [※] (t)

(60体)



(輸入国別内訳)

	仏	加	合計
NU	379 (t)	461 (t)	841 (t)



Pu:プルトニウム
 EU:濃縮ウラン
 NU:天然ウラン
 DU:劣化ウラン
 Th:トリウム
 ():燃料単位体数

注1) 使用に係る核燃料物質の移動については、多岐に亘るため、MOX燃料加工施設及び製錬転換施設を除き省略した。施設別の在庫量については、2002年12月31日現在の量を記載している。
 注2) 四捨五入により、0.5t未満の量は“0[※]t”と表示している。

1. 我が国の保障措置に係る核燃料物質量一覧

1-② 原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2002年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 法律上の 規制区分	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン		トリウム	プルトニウム
	(t)	(t)	U (t)	U-235 (t)	(t)	(kg)
製 錬	-	-	-	-	-	-
加 工	997	9,237	1,375	53	0	-
原 子 炉	391	1,840	13,360	288	0	93,334
再 処 理	2	199	1,234	12	0	7,870
使 用 注2)	83	231	29	1	2	3,415
合 計 注3)	1,474	11,506	15,998	354	2	104,619

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

注2) 法律上の規制区分のうち「使用」には、製錬、加工、原子炉及び再処理以外の許可を受けた使用者が保有する核燃料物質の合計量を記載している。(核燃料サイクル開発機構のプルトニウム燃料製造施設、製錬転換施設等における核燃料物質保有量など)

注3) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

1-③ 国籍区分別内訳

(2002年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 国籍の区分 注2)	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン		トリウム	プルトニウム
	(t)	(t)	U (t)	U-235 (t)	(t)	(kg)
アメリカ	126	2,345	11,480	242	1	78,663
イギリス	28	378	1,550	22	0	15,430
フランス	543	4,949	4,639	94	0	33,100
カナダ	459	3,516	4,410	86	0	35,272
オーストラリア	185	681	2,559	52	—	17,902
中国	92	129	74	3	—	54
I A E A	0	2	0	0	—	1
その他	256	1,950	403	14	1	794

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状态によらず合計量を記載している。

注2) 二国間原子力協力協定の対象となる量を計上した。なお、複数国籍のものは、それぞれの国籍区分に重複して計上している。

2. 我が国における保障措置活動（2003年1月～6月）

区 分	施設数 (注1)	計量管理報告		国内査察実績 人・日(注3)	指定保障措置検査等 実施機関による保障 措置検査人・日	測定件数		
		報告件数(注2)	データ処理件数			破壊測定	非破壊測定	
							件 数	人・日
施設								
(1)製錬転換施設	1	7	241	0	0	1	0	0
(2)ウラン濃縮施設	2	22	894	16	36	59	70	36
(3)ウラン燃料加工施設	4	136	9,301	20	74	0	326	74
(4)原子炉	75	560	47,491	242	119	0	204	56
うち実用発電炉(注4)	(51)	(522)	(45,855)	(190)	(6)	(0)	(13)	(5)
研究開発段階炉	(2)	(5)	(578)	(29)	(32)	(0)	(0)	(0)
その他(研究炉・臨界実験装置)	(22)	(33)	(1,058)	(23)	(81)	(0)	(191)	(51)
(5)再処理施設	2	69	3,905	44	148	59	88	137
(6)プルトニウム燃料加工施設	2	65	4,113	23	182	20	237	166
(7)貯蔵施設	4	185	17,727	4	8	0	0	8
(8)研究開発施設	20	219	7,749	7	26	0	49	26
小計	110	1,263	91,421	356	593	139	974	503
施設外(注5)	152	400	6,419	3	7	-	25	7
合計	262	1,663	97,840	359	600	139	999	510

(注1) 日・IAEA保障措置協定に基づく査察対象となっている施設数を記載している。(2003年6月末現在)

(注2) 在庫変動報告、物質収支報告、実在庫明細書の件数の合計を記載している。

(なお、これらの種類別の報告件数及びデータ処理件数は、各々、在庫変動報告：697件、30,516データ 物質収支報告：159件、2,833データ 実在庫明細書：807件、64,491データである。)

(注3) 国が直接実施した査察の人日の合計を記載している。

(注4) 実用発電炉の施設数において関西電力大飯発電所1、2号炉は合わせて1施設として計上している。その他は1炉1施設として計上している。

(注5) 日・IAEA保障措置協定上の「施設」に該当しない施設(核物質の使用量が1実効キログラム*を超えない施設)を記載している。

*実効キログラム：核物質に保障措置を適用するにあたって、転用に対する核物質の相対的な有効性を反映して使用される特別の単位。

追加議定書に基づく補完的アクセス[※]の実施状況(2003年1月～6月)

実施回数：12回(うち管理アクセス対象：1回)

※：米中台の核物質や原子力活動がないことを確認するため、IAEAがその指定する場所に対して、24時間前または2時間前の通告の通告により、我が国の立命の下、立ち入ること。